

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第一百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合</p> <p>七～十 （略）</p> | <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第一百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合</p> <p>七～十 （略）</p> |

2
·
3

(略)

2
·
3

(略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（事故の確認を要しない場合） 第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～五 （略） 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合 七～十 （略） 2・3 （略）</p> | <p>（事故の確認を要しない場合） 第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～五 （略） 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合 七～十 （略） 2・3 （略）</p> |

○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> |

○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> |